

1 償却資産について

(1) はじめに

市税につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地・家屋だけでなく、事業用に所有している償却資産にも課税されます。地方税法第383条の規定により、周南市内に償却資産を所有している方（事業用として他のものに貸し付けているものを含む。）は、毎年1月1日現在に所有している資産を申告していただくことになっておりますので、提出期限までに必ずご提出くださいますようお願いいたします。

(2) 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、**土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの**をいいます。

具体的には、法人や個人で事業用として所有している資産（工場の機械、賃貸住宅や駐車場等の舗装工事やフェンス、店舗の看板や冷蔵庫などの備品等）が申告の対象となります。

なお、「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利又は収益を得ることを目的とすることを要しません。（公益法人（財団法人、社団法人等）の行う活動も事業に該当します。）

(3) 申告が必要となる資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産ですが、次のような資産も含まれます。

- ①福利厚生のに供するもの（社宅、宿舎、寮等の備品等）
- ②建設仮勘定で経理されている資産（1月1日現在で工事の一部又は全部が完成し、事業に供している資産又は事業の用に供することができる資産）
- ③簿外資産（帳簿上は記載されていなくても、本来は減価償却が可能な資産）
- ④償却済資産（耐用年数を経過し、減価償却が終わっているため、帳簿上備忘価額で計上されている資産）
- ⑤遊休資産（いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑥未稼働資産（すでに完成しているが、1月1日現在稼働していない資産）
- ⑦改良費（資本的支出＝新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取り扱います）
- ⑧決算期以降に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ⑨清算中の法人が所有する資産のうち、その法人が自ら清算事務の用に供しているもの及び他の事業者にも事業用資産として貸し付けているもの
- ⑩赤字決算のため減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産

●少額の減価償却資産の取扱い

資産の取得価額	経理方式と申告の必要		
	一時損金算入	3年一括償却	個別減価償却
10万円未満	不要	不要	必要 (個人を除く)
10万円以上 20万円未満		不要	必要
20万円以上			必要

※中小企業者が取得した30万円未満の減価償却資産を、租税特別措置法により一時に損金算入した場合であっても、固定資産税の課税対象資産になりますので、必ず申告してください。

(4) 申告の必要がない資産

①自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の対象となるもの（無登録自動車を含む）

自動車（大型特殊自動車を除く）・軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車

※無登録自動車であっても、本来、自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税対象となりうるものは固定資産税の課税対象から除かれます。

②無形減価償却資産（ソフトウェア・特許権・電話加入権・商標権等）

③繰延資産（開業費・創立費等）

④棚卸資産（貯蔵品・商品等）

⑤書画・骨とう（ただし、複製品等で装飾的な目的に使用されているものは申告の対象となります）

⑥生物（ただし、観賞用・興行用等のものは申告の対象となります）

⑦耐用年数が1年未満の資産

⑧ファイナンス・リース取引に係るリース資産でその所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以降）

⑨家屋として課税されている資産（屋根一体型太陽光発電、テント倉庫等）

⑩劣化資産（熱媒体・触媒・吸着材及び脱着材等）

(5) 償却資産の主な種類

次の表に示されている資産はごく一部ですので、表にないものについては、これらの資産を参考に判断してください。

①資産種類別の主な償却資産

資産の種類		課税対象になるもの	耐用年数	課税対象になるもの	耐用年数	課税対象になるもの	耐用年数	
1	構 築 物	アスファルト舗装路面	10	打ち込み井戸・さく井戸	10	工場緑化施設	7	
		コンクリート舗装路面	15	仮設建物	7	その他の緑化施設及び庭園	20	
		砂利道	15	広告塔 金属造	20	街路灯	10	
		ブロック塀	15	広告塔 その他のもの	10			
	物	建物附属設備	可動間仕切り 簡易なもの	3	受変電設備	15		
			可動間仕切り その他のもの	15	屋外給排水設備	15		
2	機 械 及 び 装 置	機械式駐車設備	10	電気機械器具製造業用設備	7	窯業又は土石製品製造業用設備	9	
		食料品製造業用設備	10	倉庫業用設備	12			
		自動車整備業用設備	15	飲食店業用設備(厨房設備)	8	洗濯業・理容業・美容業 又は浴場業用設備	13	
		通信業用設備	9	化学工業用設備(一部を除く)	8			
		宿泊業用設備	10	繊維工業用設備(一部を除く)	7	太陽光発電設備	17	
3	船	船	モーターボート	4	ヨット	5		
4	航 空 機		ヘリコプター	5	飛行機 最大離陸重量5.7t以下		5	
			グライダー	5	飛行機 最大離陸重量5.7t超過130t以下		8	
5	車 両 及 び 運 搬 具		フォークリフト	4	自転車	2	田植え機	7
		※大型特殊自動車(分類番号「0・00～09・000～099」、「9・90～99・900～999」ナンバーの車両)は申告の対象となります。						
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		パソコン	4	冷暖房用機器	6	事務机・椅子 金属製	15
			サーバー	5	カメラ	5	事務机・椅子 その他のもの	8
			プリンター	5	理容・美容機器	5	応接セット 接客業用	5
			テレビ	5	調剤機器	6	応接セット その他のもの	8
			複写機	5	歯科診療用ユニット	7	陳列棚 冷凍又は冷蔵機付	6
			レジスター	5	ベッド	8	陳列棚 その他のもの	8
			電気冷蔵庫	6	カーテン	3	金庫 手さげ金庫	5
			電気洗濯機	6	看板・ネオンサイン	3	金庫 その他のもの	20

※車両及び運搬具について、自動車税(種別割)及び軽自動車税(種別割)の課税対象になっているものは、申告の対象外になります。

②業種別の主な償却資産

業 種	申告対象となる償却資産の例
共通のもの	駐車場設備・受変電設備・舗装路面・庭園・門・塀・外構・外灯・看板・応接セット・パソコン・複写機・プリンター・ファクシミリ・エアコン等
飲食店	食卓・椅子・冷蔵庫・冷凍庫・厨房用品・テレビ・レジスター等
理容・美容業	パーマ器・タオル蒸器・ドライヤー・消毒殺菌器・椅子・テレビ等
クリーニング業	洗濯機・脱水機・乾燥機・プレス機・ミシン・看板・ビニール包装設備等
医療・薬局業	各種医療機器（ベッド・手術台・X線装置・分娩台・心電計・電気血圧計・CTスキャン・手術機器等）・歯科診療用ユニット・各種キャビネット等
ガソリンスタンド	ガソリン計量器・ガソリントank・空気圧調整器・独立キャノピー・洗車機・ジャッキ等
自動車整備業	測定工具・旋盤・溶接機・コンプレッサー等
建設業	ブルドーザー・パワーショベル・ランマー・発電機等
パチンコ店	パチンコ台・パチスロ台・玉洗浄配球装置・掃除機・レジスター・両替機・景品陳列棚・カード発行機等
印刷業	各種印刷機、裁断機、製本設備等
小売業	商品陳列ケース・陳列棚・冷蔵庫・自動販売機等
不動産貸付業	舗装路面・フェンス・外構工事・植栽・駐輪場等

（6）リース資産について

一般にリース資産は、その資産の所有者（リース会社等）が申告することになりますが、リース契約の内容により取扱いが変わります。

①一般的な賃貸借契約

リース期間終了後、資産が貸主（リース会社等）に返還される内容であれば、貸主（リース会社等）が申告してください。

②所有権移転リース、所有権留保付割賦販売契約等

リース期間終了後、借主に所有権が移転するときは、原則として借主（実質的な買主）が申告してください。

(7) 建物附属設備における償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられています。が、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

●**家屋と設備等の所有者が同一の場合**、以下のものは償却資産として評価します。
詳しくは下表を参考にしてください。

- ①独立した機器としての性格の強いもの（受変電設備等）
- ②特定の生産又は業務の用に供されるもの（工場の動力源である電気設備等）
- ③取り外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの（ルームエアコン等）

●**家屋の所有者と異なる者（テナント等）**が施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。（地方税法第343条第10項・周南市市税条例第54条第8項）

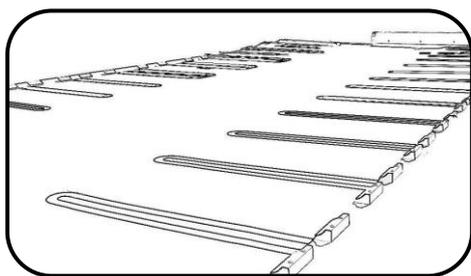
※自己所有家屋に施した建物附属設備の償却資産と家屋の区分表

設備の種類	償却資産として申告するもの	家屋として評価するもの
受変電設備	設備一式（配線等を含む）	
動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	屋外の照明設備・ネオンサイン	屋内の照明設備
電話設備	電話機・交換機等の装置	配線・配管
インターホン設備	マイクロホン・スピーカー等の機器	インターホン・配線・配管
消火装置	消火器・消火栓設備のホース	消火栓設備・スプリンクラー
給湯設備	局所式給湯設備（湯沸器等）	中央式給湯設備
給排水設備	屋外の給排水設備・井戸・給排水ポンプ	屋内の給排水設備
ガス設備	メーターから外側の配管	屋内の配管・バルブ
冷暖房設備	ルームエアコン	家屋と一体となっている設備
テレビ設備	受信機（テレビ）	テレビ共聴設備一式
その他	カーテン・ブラインド・看板・広告塔・集合郵便受	屋根一体型太陽光発電

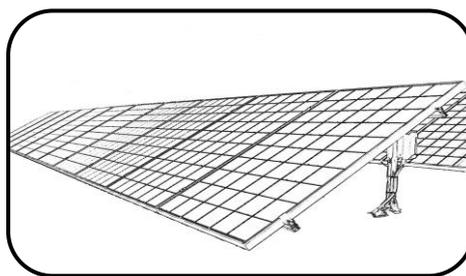
(8) 周南市で新たに事業を始められた方へ

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産です。
以下のような資産が、償却資産として固定資産税の対象となります。

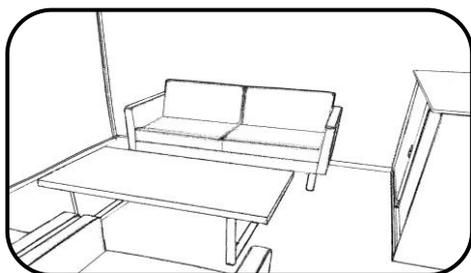
償却資産の例



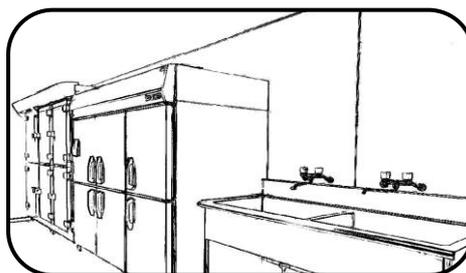
駐車場やアパートの外構工事、舗装



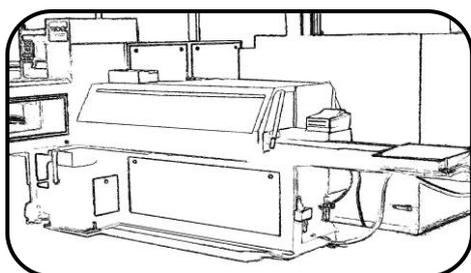
太陽光発電設備



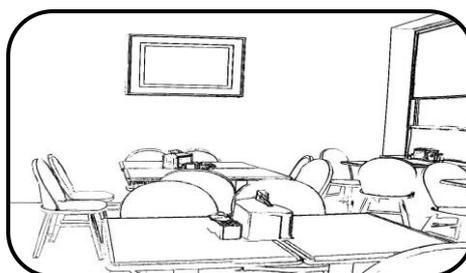
事務所の机・イス、パソコン



飲食店の厨房設備



機械設備、工具



店舗の内装(自己所有家屋でない場合)

2 償却資産の申告について

(1) 提出していただく書類

表紙の一覧表でご確認ください。

昨年度に引き続いて申告される方のうち、**申告済資産の取得年月・取得価額・耐用年数等の変更、改正がある場合**は、「種類別明細書（修正資産用）」に修正内容を記載して、上記の書類と併せて提出してください。

申告書の記入方法が分からない場合は、下記の書類等をお持ちいただき、周南市役所課税課（庁舎2階：16番窓口） 家屋・償却担当までお越しください。

- 1 減価償却資産の明細が分かる書類 [減価償却内訳明細書・固定資産台帳等]
- 2 アパート等の事業用の不動産を取得された方は、工事の内訳が確認できる書類 [見積書（確定分）・工事明細書等]

※ **申告書を提出される際には、直近の『減価償却内訳明細書』の写しの添付をお願いいたします。**他市の資産が含まれている場合は、周南市に所在する資産が分かるように「周南市」と明示していただくようご協力をお願いいたします。

●『減価償却内訳明細書』とは

法人事業者の場合：法人確定申告書の『別表16』の基となった減価償却資産の内訳（資産名称・取得年月・取得価額・耐用年数・数量）が分かる書類

個人事業者の場合：確定申告提出用の決算書または収支内訳書の減価償却資産の内訳（資産名称・取得年月・取得価額・耐用年数・数量）が分かる書類

※平成20年度の税制改正において、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、耐用年数の変更が行われました。取得年月が平成20年1月1日以前の資産を、申告もれ・移動等により種類別明細書（増加資産・全資産用）に記載する場合において、その資産の耐用年数が耐用年数省令の改正で変更となるときは、「摘要」欄に増加事由と**改正前の耐用年数**を記載してください。（例：申告もれ、改正前5年）

(2) マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載について

申告の手引き P. 17（申告書の記載例）をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を所定の記載欄に右詰めで記載してください。

※本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元の確認及び代理権確認）を実施いたします。

以下の番号確認資料と本人確認資料の写し（コピー）をそれぞれ1種類ずつ、申告書に添付していただくようお願いいたします。

ただし、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	本人確認資料
窓口・郵送	 <p>個人番号カード（裏面） 通知カード 住民票（個人番号が記載されたもの）等</p>	 <p>個人番号カード（表面） 運転免許証 等</p>
電子申告	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。	

注 本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び本人確認両方の確認資料となります。

代理人が申告書を提出する場合

	所有者本人の番号確認資料	代理人の本人確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送	<p>個人番号カード（裏面） 本人の通知カード 本人の住民票（個人番号が記載されたもの）等</p>	<p>個人番号カード（表面） 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 等</p>	<p>税務代理権限証書 委任状 等</p>
電子申告	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。		

注 代理権確認資料については、写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いします。

※マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。

ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

(3) 実地調査のお願い

周南市では、地方税法第408条の規定に基づいて、償却資産の実地調査を行っておりますので、その際にはご協力をお願いします。

3 償却資産の取扱い等について

(1) 中古資産の耐用年数の計算

中古資産を取得した場合も、基本的には法定耐用年数により減価償却をします。

ただし、それでは実態に合わない場合は、その中古資産を事業の用に供したとき以降の使用可能期間を見積り、これを耐用年数として減価償却計算をすることができます。(見積法)

また、必要な資料がなく特別の調査を要する場合や、多額の費用が必要で使用可能期間の見積りが困難な場合は、次の①又は②により計算した年数を耐用年数とすることができます。(簡便法)

①法定耐用年数の全部を経過したもの

$$\text{耐用年数} = \text{法定耐用年数} \times 20\%$$

②法定耐用年数の一部を経過したもの

$$\text{耐用年数} = (\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 20\%$$

【例】

法定耐用年数10年の資産を事業供用後6年経過したものを取得した場合
(10年 - 6年) + 6年 × 20% = 5.2年 → 5年【耐用年数】

<注>

- ・ 上記の計算において、年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たないときは、2年とします。
- ・ その資産の経過年数が不明なときは、その構造、形式、表示されている製作の時期等を勘案して適正に見積るものとされています。
- ・ 取得した中古資産にいったん法定耐用年数を適用した場合には、その後に残存耐用年数を見積って適用することはできません。

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条ほか)

(2) 国税との主な違い

項 目	固 定 資 産 税 (償 却 資 産)	国 税 (法人税・所得税)
償却計算の期間	賦課期日 (1月1日)	事業年度 (決算期)
減価償却の方法	一般の資産は定率法	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却 (1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度 (※)	×	○
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	×	○
増加償却 (法人税・所得税)	○	○
耐用年数の短縮	○	○
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額 (1円)
改良費 (資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価

※圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額を申告してください。

(3) 耐用年数の短縮等を適用した資産

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、下表に該当する資産がある場合は、必要となる添付書類をご提出ください。これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による計算上の取扱いに準じて評価額等が算出されます。

事 項	国税における 所 轄	添 付 書 類
耐 用 年 数 の 短 縮	国税局長	耐用年数の短縮の承認申請書 (写)
増 加 償 却	税務署長	増加償却の届出書 (写)

(4) 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いに準じます。以下のとおり申告してください。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産申告の取得価額における消費税の取扱い
免税業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

(5) 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定に該当する償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産を取得された場合は、「固定資産税非課税申請書」及び該当資産の内容が確認できる書類等を提出してください。

(6) 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定に該当する償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を取得された場合は、本冊子P.25の【課税標準特例該当資産届出書】に必要事項を記入し、該当資産の内容が確認できる書類等を提出してください。

4 評価額、税額等の計算について

(1) 評価額の計算方法

償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出します。計算式は以下のとおりです。

●前年中に取得した資産（初年度の評価額）

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \frac{(1 - \text{減価率} \times 1/2)}{\text{減価残存率【前年中取得のもの(a)】(16ページ参照)}}$$

●前年前に取得した資産（2年度目以降の評価額）

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times \frac{(1 - \text{減価率})}{\text{減価残存率【前年前取得のもの(b)】(16ページ参照)}}$$

毎年この方法により評価額を算出し、取得価額の5%に達するまで減価します。

評価額が取得価額の5%未満になる場合については、5%が評価額となります。

【計算例】

取得年月：令和7年6月 取得価額：20万円 耐用年数：4年

	評 価 額		
初年度（令和8年度）	200,000円 × 0.781 = 156,200円		
2年度（令和9年度）	156,200円 × 0.562 = 87,784円		
3年度（令和10年度）	87,784円 × 0.562 = 49,334円		
4年度（令和11年度）	49,334円 × 0.562 = 27,725円		
5年度（令和12年度）	27,725円 × 0.562 = 15,581円		
6年度（令和13年度）	15,581円 × 0.562 = 8,756円	≤	10,000円

※令和13年度で算出された額が、取得価額の5%（10,000円）を下回りますので、以降の評価額は10,000円となります。

※平成20年度の税制改正により「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が変更され、平成21年度の申告から適用されています。この場合の評価額は、平成20年度の評価額に改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じていき、算出することとなります。

(2) 税額等について

区 分	説 明
課税標準額	課税標準の特例がある場合を除き、評価額が課税標準額となります。
免 税 点	所有している全資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。
税 率	1.4%です。なお、償却資産については、都市計画税は課税されません。
税 額	土地・家屋と合算した課税標準額に税率1.4%を乗じて算出します。 <u>合計課税標準額 (千円未満切捨て) × 1.4% = 税額 (百円未満切捨て)</u>
納 期	納付すべき税額を各納期 (5月・7月・12月・2月) によって納めていただきます。

【参考】減価率及び減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの(a)	前年前取得のもの(b)			前年中取得のもの(a)	前年前取得のもの(b)
				31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962